

呉市入船山記念館指定管理者募集要項

呉市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び呉市入船山記念館条例（昭和42年呉市条例第12号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 募集の目的

指定管理者制度は、指定管理者に使用許可など基本的な施設管理権が付与される制度であることから、歴史的記念物の魅力をさらに引き出し、民間事業者が有するノウハウを活用して、公正・公平かつ安定した管理業務と安全・観光サービスの向上及び教育・文化の普及について創意工夫のある提案を広く募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

呉市入船山記念館（以下「記念館」という。）

(2) 施設の所在地

呉市幸町4番6号

(3) 施設規模

土地 約12,000㎡

建物延面積 1,529.70㎡

(4) 建物施設内容

	築造年月	構造	建築面積	備考
旧鎮守府長官官舎	明治38年11月	木造, 平屋建	527.1㎡	H3～H7, 全面的修復工事 ※国重要文化財
1号館	昭和42年移築	石造, 平屋建	40.0㎡	警固屋高烏砲台から移築 ※国登録有形文化財
2号館	昭和42年8月	木造平屋建	76.0㎡	
郷土資料館	昭和54年3月	RC地上2階 地下1階	144.0㎡	1階 144.0㎡ 2階 140.1㎡ B1階 74.3㎡ 延床面積 358.4㎡
歴史民俗資料館	昭和61年11月	RC3階建	194.0㎡	
休憩所（東郷邸）	昭和54年移築	木造, 平屋建	37.0㎡	※国登録有形文化財
券売所	昭和57年7月	木造平屋建	7.0㎡	総監部改築後レンガ利用

(5) その他の施設

旧呉海軍工廠塔時計（※呉市有形文化財）、消火装置、番兵塔、故山苑
案内標識（呉市幸町4番20号（国道487号歩道））

(6) 開館時間等

開館時間等は、次のとおりとしますが、市長が必要と認めるときは、臨時に変更することができます。

ア 開館時間

午前9時から午後5時まで

イ 休館日

(ア) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

ウ 臨時開館日・休館日

指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日（2年間）。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、指定管理者の指定の議決を受けたものは、自己の責任と負担において、平成27年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように、人的・物的体制を整えなければならないこととします。

4 指定管理者の行う業務

- (1) 記念館の管理運営に関する業務
- (2) 記念館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 記念館への入館及び和室の使用の許可に関する業務
- (4) 記念館の利用促進に関する業務

※なお、詳細については、呉市入船山記念館指定管理者業務仕様書を参照してください。

5 管理運営経費

記念館の管理運営に要するすべての費用は、原則として、利用料金及びその他の収入並びに市の指定管理料をもって充てるものとします。

(1) 利用料金

ア 利用料金の設定

条例第5条の2に規定する利用料金は指定管理者の収入とします。指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。なお、設定に当たっては、事前に市長の承認が必要です。

イ 利用料金の減免

市長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

(2) 管理運営に係る指定管理料

市は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。

また、指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託費等）公課費などを含むものとします。

なお、指定管理料の支払額、支払時期、支払方法等は年度ごとに協定で定めます。

(3) 指定管理料の取り扱い

指定管理料については、年度末の精算は、原則としておこないません。従って、不足が生じた場合、指定管理料を増額することではなく、余剰が発生した場合でも、指定管理料を減額する

ことはありません。

ただし、事業計画や仕様書の変更等により、協議のうえ、指定管理料を変更することがあります。

- (4) 指定管理業務に係る経費は、団体の既存口座とは別の口座（指定管理業務専用口座）で管理してください。

6 応募資格

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）
- (2) 博物館展示業務等の類似または同等以上の実績があること。
- (3) 記念館の来館者数と同等規模以上の博物館運営業務の実績があること。
- (4) 記念館のサービス向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体との共同（以下「共同体」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に注意してください。
- ア 共同体の適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。
- イ 当該共同体の構成員は、別の共同体の構成員となり又は単独で申請することはできません。
- (5) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【指定手續条例施行規則（抜粋）】

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
- ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 市税及び県民税の滞納がある者
- エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
- (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

※申請することができるのは、1団体につき1申請とします。（共同体による申請も1申請とします。）

※(2)、(3)については、共同体としての実績がある場合も可とします。

7 募集要項，仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

〒737-0029 呉市宝町5番20号

呉市産業部 海事歴史科学館学芸課（大和ミュージアム 4階 研究室）

なお，郵送・FAX等による配布はいたしません。

(2) 配布期間

平成26年8月4日（月）から平成26年9月5日（金）まで（9月2日は休館日のため除く。）【受付時間：午前9時から午後5時15分まで】

なお，募集要項は，呉市ホームページからダウンロードすることができます。

8 応募説明会等

説明会を次のとおり行う予定としております。説明会において，具体的に説明する内容がありますので，申請を予定している団体は必ず御出席ください。

なお，人数を把握するため「応募説明会参加申込書（様式第5号）」に必要事項を記入し，電子メール又はFAXにより，平成26年8月12日（火）午後5時15分までに送付してください。

※電子メールの場合，標題を「入船説明会参加申込書」に統一してください。

(1) 日時

平成26年8月13日（水）午後2時～（2時間程度）

(2) 場所

呉市入船山記念館郷土館図書室

呉市幸町4番6号

(3) 参加申込連絡先

海事歴史科学館学芸課

電話：0823-25-3047

FAX：0823-25-3982

E-mail：kaizi@city.kure.lg.jp

(4) その他

会場の都合で各団体2名までの参加とさせていただきます。また，当日は現地説明も行います。

9 応募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を，次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

平成26年8月4日（月）から平成26年8月20日（水）まで

(2) 質問の方法

「質問書（様式第6号）」に記載し，電子メールにより送付してください。電話，口頭，FAXによる質問には応じられません。

(3) 質問先

【海事歴史科学館学芸課】

E-mail : kaizi@city.kure.lg.jp

※電子メールについては、標題を「【質問】入船指定管理」に統一してください。

(4) 回答方法

質問に関する回答は、仕様書配布時に受付名簿に記載されたすべての者に対して電子メールにより行います。

質問からおおむね3日以内に随時回答しますが、内容によっては、時間を要する場合があります。

10 応募の手続き

申請を希望する団体は、次に掲げる書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 団体概要（様式第2-1号）

共同体での応募の場合は、次の書類も提出してください。

a 共同体構成届出書（様式第2-2号）

b 共同体協定書の写し（様式第2-3号）

c 共同体委任状（様式第2-4号）

ウ 記念館の事業計画書

a 利用者の平等な利用の確保（様式第3-1号）

b 施設の適切な維持管理

(a) 施設の維持管理について（様式第3-2号）

(b) 災害時、緊急時等の体制について（様式第3-3号）

c 管理経費の削減

(a) 収支計画策定の考え方について（様式第3-4号）

(b) 経費削減努力の考え方について（様式第3-5号）

d 施設の利用促進

(a) 営業・広報等について（様式第3-6号）

(b) 利用者等からの苦情等の対応について（様式第3-7号）

e 安定的な管理

(a) 職員の配置について（様式第3-8号）

(b) 職員配置計画（様式第3-9号）

(c) 職員の研修計画について（様式第3-10号）

(d) 個人情報保護、情報管理について（様式第3-11号）

エ 記念館の収支計画書（様式第4-1, 4-2号）

オ 過去（概ね2年程度）に運営した博物館等の運営実績を示す書類（様式は問いません。ただし、来館者数、運営期間、企画展・イベント等の実施状況は示してください。）

カ その他応募に必要な書類

a 定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類

b 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）、法人以外の団体にあっては、代表者の申請をする日現在の住民票の写し（代表者が外国人で

ある場合にあつては、外国人登録証明書の写し)

- c 申請をする日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- d 過去2年間の財務書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益処分計算書、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類）
- e 役員名簿（申請書提出日現在のもの）
- f 印鑑証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（複写可）とします。ただし、提出書類は原則A4サイズ片面印刷とし、書類中央下にページ数を付記してください。（副本の内1部は、審査事務の都合上、コピーが可能なように製本等しないようにしてください。）

(3) 提出場所

7の(1)と同じ

(4) 提出期限

平成26年8月25日（月）から平成26年9月5日（金）まで（9月2日は休館日のため除く）【受付時間：午前9時から午後5時15分まで】

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留によるものとし、平成26年9月5日（金）午後5時15分必着とします。）

(6) 留意事項

ア 共同体での応募の場合、10(1)の力については、構成員ごとに提出してください。

イ 応募に要する経費は、すべて応募団体の負担とします。

ウ 提出された事業計画書等の著作権は応募団体に帰属しますが、市は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。なお、提出された書類は返却しません。

エ 必要に応じ追加資料又は詳細資料の提出をお願いすることがあります。

オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

カ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 候補者の選定方法

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、指定管理者選定委員会による提案内容等の審査に基づき、指定管理者の候補者を1者選定します。

なお、応募者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。（審査の結果、候補者として適したものがいないと認める場合は、候補者を選定しない場合もあります。）

(2) ヒアリング

提出された事業計画書等の内容を審査の後、ヒアリングを実施します。実施日時等は別途通知します。

(3) 候補者の選定基準

別紙1の「選定基準」により採点評価します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募団体すべてに文書で通知するとともに、市のホームページにおいて、応募団体等の名称等も公表します。

なお、公表までの間、応募団体及び応募団体数、選定結果等についての問い合わせには一切応じません。また、選定委員会は非公開とし、選定結果に係る質問及び異議については受け付けません。

(5) 選定の除外

応募団体が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 申請書類等に虚偽、不正又は不備があった場合
- イ 募集要項に違反し、又は逸脱した場合
- ウ 提出期限を超過した後に申請書類が提出された場合
- エ その他不正な行為が合った場合

12 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体を指定管理者として指定する議案を、地方自治法第244条の2第6項の規定により呉市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。

なお、呉市議会において否決された場合は指定できません。この場合において、市は損害賠償等の責任は一切負いません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、呉市と指定管理者との間で指定管理期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

(3) 指定後の留意事項

指定管理者が、協定の締結の前後を問わず、次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないか、又は解除することがあります。

その際、市は損害賠償等の責任は一切負いません。

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が困難になったと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 事業計画策定上の留意事項（責任分担）

市と指定管理者との責任分担の詳細については別途協定書で定めませんが、基本方針については次のとおりとします。

項 目	指定管理者	呉市
施設の管理 (受付, 案内, 警備, 広報, 苦情処理等)	◎	
施設, 設備, 備品の維持管理 (清掃, 施設保守点検, 設備等法定点検, 補修修繕, 安全衛生管理, 光熱水費等)	◎	
災害時対応 (連絡体制確保, 被害調査・報告, 応急措置等)	◎	○ (指示等)

災害復旧（本格復旧）	○	◎
施設の使用許可	◎ (目的外使用を除く)	○ (目的外使用許可)
資料の特別利用許可		◎
施設の整備，改修	○ (小規模改修)	◎ (大規模改修)
建物火災保険の加入		◎ (建物総合損害共済)
施設全般の管理に必要な保険の加入	◎	
包括的管理責任	○ (第1次的な管理責任)	◎
物価・金利変動 (物価・金利の変動に伴う人件費，物品費等の経費増)	◎	
周辺地域，住民及び施設利用者への対応 (地域との協調並びに地域，住民及び施設利用者からの要望等)	◎	

14 モニタリングの実施

(1) モニタリングの実施

呉市は指定管理業務の実施状況を把握し，良好な管理状況を確保するため，指定管理者が管理基準に沿った運営を行っているか，事業計画で示した業務を履行しているか等について，モニタリングを実施します。

(2) 施設運営協議会の設置

指定管理者は，呉市と指定管理者において情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため，（仮称）施設運営協議会を設置し，定期的に連絡協議会を開催することとします。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は，利用者満足度調査などを実施し，利用者ニーズの把握に努めることとします。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には，市は，指定管理者に対して改善勧告を行い，期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において，指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には，市は，指定管理者の指定を取り消すことができます。

(2) 指定管理者が倒産し，又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し，指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には，市は，指定管理者の指定を取り消すことができます。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には，指定管理者は，市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難

になった場合には、市と指定管理者は、管理継続の可否について協議することとします。

- (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定めます。

16 その他の留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に辞退をする場合には、辞退届（様式第7号）を提出してください。
- (3) 条例，同条例施行規則及びその他の関係法令の規定に基づき，適正に記念館の運営を行ってください。
- (4) 呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定に基づき，個人情報の保護を徹底してください。
- (5) 呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の規定に基づき，情報の適正な公開を行ってください。
- (6) 市と連携を図りながら記念館の運営を行ってください。

選 定 基 準	配 点
<p>【施設の設置目的の実施の確保】 管理運営の基本方針が施設の設置目的に則り、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。 	<p>適・否 (否は失格)</p>
<p>【施設の維持管理】 施設等の適切な維持管理が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・ 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。 	<p>適・否 (否は失格)</p>
<p>【管理経費の削減】 管理に係る経費の削減が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案額が適切な管理に支障を来すおそれがないものか。 ・ 管理経費の削減のための工夫がなされているか。 	<p>3 0</p>
<p>【施設の利用促進】 記念館の利用促進が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・ 効果的な営業・広報等を行うことができるか。 ・ 施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある魅力的な提案がなされているか。 ・ 大和ミュージアム等市内各施設との回遊性を図ったイベント等の提案がなされているか。 	<p>4 0</p>
<p>【安定的な管理】 施設の管理を安定して行う能力を有していること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・ 博物館運営に関して、良好な実績があるか。 ・ 安定した管理が行える人員配置になっているか。 ・ 事故等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。 ・ 利用者等からのクレーム対応は適切か。 ・ 個人情報等の情報管理について、適切な対応がとれる体制となっているか。 	<p>3 0</p>
<p>合計点数</p>	<p>1 0 0</p>